

独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程

令和2年1月24日

海技教育機構規程第9号

最終改正 令和8年3月27日海技教育機構規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）への寄附の受入れの基準等に関する必要な事項を定め、機構における寄附の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金 機構の業務の奨励を目的として寄附される現金をいう。
- (2) 寄附物品等 機構の業務の奨励を目的として寄附される有価証券、物品、土地、建物等の資産をいう。
- (3) 寄附金等 寄附金及び寄附物品等を総称していう。
- (4) 寄附者 当機構が掲げる寄附の趣旨・目的に賛同し、寄附しようとする者または寄附した者をいう。
- (5) 一般寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定せず、使用に当たり機構が使途を特定するものをいう。
- (6) 使途特定寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定するものをいう。
- (7) 募集特定寄附金等 寄附金等のうち、寄附の募集にあたり、機構があらかじめ使途を特定するものをいう。

2 独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程（平成30年規程第25号。以下「賛助会員制度規程」という。）第4条第1項に規定する賛助会費（以下「賛助会費」という。）及び独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員制度規程（令和8年規程第45号。以下「船員教育充実協力会員制度規程」という。）第4条第2項に規定する船員教育充実協力金（以下「船員教育充実協力金」という。）は、前項第5号の一般寄附金等とする。

3 練習船教育支援募金実施要領（平成29年海業第3号）に定める練習船教育支援募金（以下「練習船教育支援募金」という。）については、前項第7号の募集特定寄附金等とする。

(受入基準)

第3条 機構は、次の各号の全てに適合していると認めるときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条に規定する業務のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。
 - ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡又は使用させること。

- イ 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - ウ 寄附者が寄附金等の使用について、会計の検査（これに類するものを含む。）を行うこと。
 - エ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。
- (4) 寄附金等が反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者からの寄附でないこと。

（寄附金等管理委員会の設置）

第4条 機構に、次に掲げる事項の協議を行うため、寄附金等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 寄附金等の使途の特定及び変更に関すること。
- (2) 募集特定寄附金等の募集に関すること。
- (3) 賛助会員制度規程に定める賛助会員又は船員教育充実協力会員制度規程に定める船員教育充実協力会員の除名に関すること。
- (4) 寄附の返還に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次の者をもって充てる。

委員長	理事（総務担当）
副委員長	理事（企画担当）
委員	理事（航海訓練担当）
	理事（教育担当）
	審議役
	総務部長
	企画調整部長
	学校教育部長
	航海訓練部長

3 前項に掲げる者のほか、必要に応じて委員長の指名する者を委員に加えることができる。

4 委員長は、必要に応じて関係職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

5 委員長は、会務を総括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

7 委員会の庶務は、会計課が行う。

（委員会の開催及び運営）

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、審査内容が軽微であると認める場合及びその他特に認める場合には、書面の回議等により委員の意見を求めることをもって、招集による委員会の開催に代えることができる。

- 3 委員会は、審査結果を理事長に報告するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(募集特定寄附金等の募集)

第7条 機構本部の部長及び室長、学校長、練習船の船長は、「寄附金等募集計画書」(第1号様式)を委員会へ提出することにより募集特定寄附金等の募集を提案することができる。

(寄附の申し込み)

第8条 寄附者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により寄附の申し込みを行う。(賛助会費、船員教育充実協力金及び練習船教育支援募金を除く。次条において同じ。)

(1) 寄附金は、原則としてオンライン寄附システムに必要な事項を入力し、寄附金額の決済を行う。ただし、必要に応じて寄附者と機構が協議の上で、他の方法により寄附金を支払うことができる。

(2) 寄附物品等は、機構ホームページ上の「寄附申込フォーム(ウェブ申込)」に必要な事項を入力又は「寄附申込書」(第2号様式)を記入して機構に提出する。

2 賛助会費、船員教育充実協力金及び練習船教育支援募金の手続きに関しては、賛助会費にあつては賛助会員制度規程に、船員教育充実協力金にあつては船員教育充実協力会員制度規程に、練習船教育支援募金にあつては練習船教育支援募金実施要領に定める。

3 寄附金の決済に係る振込手数料、寄附物品等の運搬に係る運送料等、寄附に要する各種費用は、原則として寄附者の負担とする。

(寄附の受入)

第9条 寄附金等が第3条各号の基準に適合している場合は、原則として当該寄附金等を受け入れるものとする。

2 受け入れた寄附金等は、原則として返還しない。

3 寄附金等を受入れた後に、第3条各号の基準に抵触することが明らかとなった場合は、当該寄附金等を寄附者に返還することができる。

(受領書等の発行)

第10条 寄附金等を受領したときは、寄附者に受領書を発行しなければならない。

2 オンライン寄付システムを通じて寄附金を受領した場合、オンライン寄附システムの決済事業者から機構に入金があった日以降を受領書発行日とする。

3 理事長が必要と認める場合は、寄附者に対して感謝状を発行することができる。

4 感謝状の発行及び発行簿の管理は、広報室が行う。

(寄附の取扱い及び会計処理)

第11条 受領した寄附金等は、独立行政法人海技教育機構会計規程(平成18年規程第32号)等に定めるところにより取扱うものとする。

2 寄附金を受領した場合は、独立行政法人会計基準第85「寄附金の会計処理」等に基づき処理しなければならない。

3 寄附物品等を受領した場合は、独立行政法人会計基準第26「無償取得資産の評価」等に基づき処理しなければならない。

(使途の特定及び変更)

第12条 受領した寄附が一般寄附金等である場合には、委員会を開催した上で、その使途を特定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審査を経て寄附金等の使途を変更することができる。

(1) 寄附目的が達成又は終了し、寄附金に残額が生じたとき。

(2) 使途として特定された活動が中止されたとき。

(寄附金等の執行)

第13条 使途が特定された寄附金等は、速やかに執行に向けた対応を行わなければならない。

(寄附金等の公表)

第14条 機構が受領した寄附金等は、寄附金総額及びその使用実績等について、機構のホームページへ掲載する等の方法により公表を行う。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第15条 機構が、現に寄附の申し込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約を行う場合、理事長及び契約担当者は会計規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

(適用除外)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 他の規程等により寄附金等を取り扱うことが可能な場合

(2) 寄附金等が国、地方公共団体又は他の独立行政法人からの寄附である場合

(3) その他特別な事情があると機構が判断する場合

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年海技教育機構規程第9号)

1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。

2 独立行政法人海技教育機構寄附金品受領細則(平成21年7月達第5号)は、廃止する。

附 則 (令和4年海技教育機構規程第48号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年海技教育機構規程第36号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年海技教育機構規程第63号)

この規程は、令和6年3月1日から施行する

附 則 (令和7年海技教育機構規程第42号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する